

川内火力発電所の廃止に伴う 川内原子力発電所 受電系統の変更に係る工事計画への影響について

1. 概要

川内原子力発電所 1/2号機の受電系統の変更に係る工事計画（以下「GIS工認」という。）については、令和元年11月22日付け原規規発第1911181号・1911182号にて認可を受け、工事中の状況である。

GIS工認では、220kV送電線を川内火力発電所の開閉所に連系することを基本設計方針に記載しているが、川内火力発電所については2022年4月に廃止する計画としていることから、当該発電所の廃止に伴うGIS工認への影響について説明する。

2. 川内火力発電所の廃止について

川内火力発電所については、2022年4月に廃止する計画としており、当該発電所の廃止後は、開閉所のみ川薩系統開閉所として運用することとしている。

	申請時	川内火力発電所廃止（2022年4月）
変更前		
変更後（工事完了後）		

3. 川内火力発電所の廃止に伴う GIS 工認への影響について

220kV 送電線が連系する川内火力発電所の開閉所は、当該発電所廃止後も川薩系統開閉所として運用し、受電系統を変更しないことから、GIS 工認への影響としては常設電源設備の基本設計方針（1.2 電線路の独立性及び物理的分離）に記載している開閉所の名称変更のみである。

4. GIS 工認の変更手続きについて

工事計画（基本設計方針）を変更する手続きとしては、変更認可申請又は軽微変更届出があり、それぞれの手続きの要件は以下のとおりである。

当該計画において、設計及び工事の計画を変更する場合であって、
別表第一の中欄若しくは下欄に掲げる変更の工事に該当する場合 → 変更認可申請

当該計画において、設計及び工事の計画を変更する場合であって、
**別表第一の中欄若しくは下欄に掲げる変更の工事以外の変更
であって、工事計画の記載の変更を伴う場合** → 軽微変更届出

川内火力発電所の廃止に伴う GIS 工認の変更（開閉所の名称変更）は、設工認手続きガイドにおいて名称変更が変更の工事に該当しないとされていることから、「別表第一の中欄若しくは下欄に掲げる変更の工事」（変更認可申請）には該当しない。

ただし、GIS 工認の工事計画である基本設計方針の記載に変更が生じることにより、「別表第一の中欄若しくは下欄に掲げる変更の工事以外の変更であって、工事計画の記載の変更を伴う場合」には該当することから、軽微変更届出の手続きを実施する。

なお、令和 2 年 1 月 14 日付け原発本第 180 号にて届出した工事計画においても、GIS 工認と同様の基本設計方針を記載しているが、届出に対する軽微変更の手続きは法令上ないことから、変更の手続きは行わない。

5. 軽微変更届出時期について

GIS 工認の軽微変更手続については、2022 年 4 月に実施する。

以上